

「職業訓練上特別な支援を要する 障害者」に関する状況把握調査 (案)について



「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査実施要領（案）

1 目的

この状況把握調査は、障害者職業能力開発校の受講者に対する職業訓練支援のうち、主として職業訓練指導員による対応が求められるものについて、職業技能・職業生活適応力等の習得に関わる支援・配慮事項について項目化し、その水準等を確認することにより、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の輪郭と必要な支援・配慮事項を検討するための資料を得る目的で実施するものである。

2 対象者

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」の把握に当たり、その障害種別に偏りが生じないようにするため、以下の①～⑳の障害種別・程度ごとに、原則として各2名以上の受講者を抽出し、それぞれ、職業訓練支援の内容を記入する。対象者の抽出にあたっては、該当する障害以外の要因で職業訓練上の課題を抱える者は可能な限り除外すること。

- ①視覚障害1級
- ②視覚障害2級
- ③聴覚障害1級（言語障害との重複）
- ④聴覚障害2級
- ⑤上肢障害1級
- ⑥上肢障害2級
- ⑦下肢障害1級
- ⑧下肢障害2級
- ⑨体幹障害1級
- ⑩体幹障害2級
- ⑪乳幼児期以前の非進行性の脳病変（以下「脳性まひ」という。）による上肢機能障害1級
- ⑫脳性まひによる上肢機能障害2級
- ⑬脳性まひによる移動機能障害1級
- ⑭脳性まひによる移動機能障害2級
- ⑮心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能障害若しくは免疫機能障害（以下「内部障害」という。）1級
- ⑯内部障害2級
- ⑰知的障害（障害程度区分毎）
- ⑱精神障害（障害程度区分毎）
- ⑲発達障害
- ⑳高次脳機能障害
- ㉑ 2級以上の両上肢障害及び2級以上の両下肢障害を重複する者
- ㉒ 3級以上の脳性まひによる上肢機能障害及び3級以上の脳性まひによる移動機能障害

を重複する者

3 実施施設

上記2の対象者に対し、訓練実績が十分にあると考えられる中央障害者職業能力開発校、吉備高原障害者職業能力開発校、大阪障害者職業能力開発校及び千葉県立障害者高等技術専門校において実施することとする。

4 実施期間

平成25年2月8日～20日

5 実施方法

上記3の各施設ごとに、原則として一人の記入者を定め、当該記入担当者が必要に応じて対象となる障害者を指導した職業訓練指導員からヒアリング等を行い、別添の状況把握調査に記入する。

なお、複数の記入担当者を定めて記入を行う場合には、各項目の判断基準が異ならないように十分に調整を行うものとする。

6 その他

状況把握調査の対象者は、原則として上記2の①～②の障害を持つ受講生とするが、これらの障害種別・程度に該当しない重複障害者等で、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に該当すると考えられる者については、【対象者の状況】の「対象者の障害種別・程度」の欄に、「その他」と記入し、「対象者のプロフィール、その他特記事項」欄にその障害状況について別途記入すること。

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査

＜記入方法＞

1. 【対象者の状況】に必要な事項を記載する。特に「対象者のプロフィール、その他特記事項」欄は可能な限り詳細に記載する。
2. 各項目の内容について、該当する場合は項目左側にあるチェックボックス(□)にチェック(■)をする。
3. 各項目にある支援内容以外にも特別な支援がある場合には、【その他】欄の括弧内にその内容を記載した上でチェックする。
4. 内容にチェックをした項目について、「関与時間」「支援水準」欄に以下の表から該当する点数を記載する。

関与時間	点数
ときどき、または一時的に必要	1点
一定程度の頻度で必要	2点
常時支援が必要	3点

支援水準	点数
高い技術・経験は要しない	1点
一定程度の技術・経験を要する	2点
かなり高度の技術・経験を要する	3点

「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に関する状況把握調査

実施校： ○○障害者職業能力開発校

【対象者の状況】

対象者の障害種別・程度： ○○障害 ○級
 対象者の年齢・性別： ○○歳 ○性

対象者のプロフィール、その他特記事項

(※例えば、障害発生年齢、特別支援学校在籍経験、利用器具等を必要に応じ記入する)
 (※重複障害者等については、この欄に記入する)
 (※その他特記事項として記入担当者の所見がある場合は、この欄に記入する)

【訓練内容の変更・調整(訓練科、訓練カリキュラム、訓練期間、訓練時間等)】

- 入校時において、個々の状況に応じた方法を用いて本人の障害状況等を把握し、入校後の訓練カリキュラムの策定や訓練を円滑に実施するためのガイダンス等を行っている
- 障害に配慮した特別な訓練科あるいは訓練コースを設定している
- 障害に配慮した特別なカリキュラムを策定している
- 通院や適応状況に配慮してカリキュラムを弾力的・個別的に設定、実施している

関与時間	支援水準

【訓練方法の配慮(情報・コミュニケーション、訓練機器、教材、心理面・健康面等)】

- 訓練の理解度・進捗状況等に応じてカリキュラムを弾力的・個別的に実施している
- 障害特性に配慮して訓練環境を柔軟に設定している。
- 訓練生の訓練意欲を喚起し訓練を継続させるための動機付けや職業訓練上の悩み等を解消するための個別ガイダンス等を実施している
- 障害に応じたテキストや作業指示書を作成し訓練を実施している
- 障害に応じた支援機器の開発・試行を行っている
- 専用機器・ソフトの活用方法と業務への応用の教示を行っている
- 教材の読み上げ、ページめくり、検定試験のマークシート代筆、検定時間の延長、コピークリップ押印補助等の作業を補助している
- 通常の指示が理解され難い場合等に、通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や補助教材等を活用して理解度を確認している
- 障害特性に配慮して、個別に情報伝達について通常より時間をかけて伝達したり、代替手段や外部の専門家等を活用して対応している
- 日常生活の不安、悩み事等について個別ガイダンスを実施し、健康・生活面の把握を行っている
- 対人技能、社会生活技能を重視した職業生活指導を実施している

【支援体制(生活支援、就職定着支援)の整備】

- 校内及び校外実習の際の移動補助を行っている
- 食事、トイレ、入浴等生活に係る配慮を行っている(訪問介護員等の活用による場合を含む)
- 体調や服薬などの健康管理について、専門機関や家族と連携・調整している
- 障害等に応じて、就職活動における基礎知識の付与、職場実習による就業体験機会の提供等、個別の就職支援を行っている
- 障害者校での訓練状況の視察や説明会等を通じて、企業に障害の理解促進を図るとともに、個々の障害者が就職するために必要となる職場環境整備のコンサルティングを行っている

【その他】

- その他個別の支援事項を行っている

--	--